

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第101号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年岩手県規則第85号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(条例別表第2の規則で定める事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 条例別表第2第2号の規則で定める事務は、地方税法（昭和25年法律第226号）による県税の犯則事件の調査に関する犯則嫌疑者又は参考人の<u>生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u>とする。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>7 条例別表第2第7号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）第3条の支給（以下この項において「支給」という。）の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答</u></p> <p>(2) <u>支給を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 条例別表第2第9号の規則で定める事務は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p>(1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の支給（以下この項において「支給」という。）の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答</u></p> <p>(2) <u>支給を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査</u></p> <p>10 条例別表第2第10号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年</u></p>	<p>(条例別表第2の規則で定める事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 条例別表第2第2号の規則で定める事務は、地方税法（昭和25年法律第226号）による県税の犯則事件の調査に関する犯則嫌疑者又は参考人の<u>氏名又は住所の確認（これらの変更の事実の確認を除く。）</u>とする。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>7 条例別表第2第7号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）第3条の支給（次号において「支給」という。）を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 条例別表第2第9号の規則で定める事務は、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の支給を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査</u>とする。</p> <p>10 条例別表第2第10号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p>

法律第100号) 第3条の支給 (以下この項において「支給」という。) の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

(2) 支給を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

(3) [略]

11 条例別表第2第11号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和41年法律第109号) 第3条第1項の支給 (以下この項において「支給」という。) の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

(2) 支給を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

(3) [略]

12~18 [略]

19 条例別表第2第19号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 岩手県県税条例 (昭和29年岩手県条例第22号) による県税の賦課又は徴収 (当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。) に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認

ア 納税者、特別徴収義務者、納税義務者又はこれらの第二次納税義務者、保証人その他の納税義務者と認められる者 (以下この項において「納税者等」という。)

イ 納税者等の相続人

ウ 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

エ 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者

オ 納税者等が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

カ 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある第三者

(1) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 (昭和40年法律第100号) 第3条の支給 (次号において「支給」という。) を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

(2) [略]

11 条例別表第2第11号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和41年法律第109号) 第3条第1項の支給 (次号において「支給」という。) を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

(2) [略]

12~18 [略]

19 条例別表第2第19号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 岩手県県税条例 (昭和29年岩手県条例第22号) による県税の賦課又は徴収に関する事務の対象となる者の氏名、住所又は生年月日の確認 (氏名又は住所の変更の事実の確認を除く。)

<p><u>キ アからカまでに掲げる者のほか、地方税法の規定による徴税吏員の質問検査権により調査の必要があると認められる者</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>20～25 [略]</p> <p>26 条例別表第2第26号の規則で定める事務は、次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>27 条例別表第2第27号の規則で定める事務は、岩手県産業廃棄物税条例（平成14年岩手県条例第72号）による産業廃棄物税の賦課又は徴収（当該産業廃棄物税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。</p> <p>(1) <u>納税者、特別徴収義務者、納税義務者又はこれらの第二次納税義務者、保証人その他の納税義務者と認められる者（以下この項において「納税者等」という。）</u></p> <p>(2) <u>納税者等の相続人</u></p> <p>(3) <u>納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者</u></p> <p>(4) <u>納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者</u></p> <p>(5) <u>納税者等が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者</u></p> <p>(6) <u>納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者若しくは特別徴収義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある第三者</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げる者のほか、地方税法の規定による徴税吏員の質問検査権により調査の必要があると認められる者</u></p> <p>28～31 [略]</p>	<p>(2) [略]</p> <p>20～25 [略]</p> <p>26 条例別表第2第26号の規則で定める事務は、次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（<u>入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認を除く。</u>）とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>27 条例別表第2第27号の規則で定める事務は、岩手県産業廃棄物税条例（平成14年岩手県条例第72号）による産業廃棄物税の賦課又は徴収に関する事務の対象となる者の氏名、住所又は生年月日の確認（<u>氏名又は住所の変更の事実の確認を除く。</u>）とする。</p> <p>28～31 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。